

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法 (該当に○)					21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解			
			年度	無し								直営	出資団体委託	民間委託	補助金支出	その他	21年度予算 (単位:千円)	1号	2号	3号	その他			計	再任用・非常勤
36001	財務監査(定期監査及び随時監査)及び行政監査	地方自治法第199条第1項の規定に基づき、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理について監査を行うもので、同条第4項の規定により少なくとも年1回以上期日を定めて網羅的に監査を行う定期監査と、同条第5項の規定により必要があると認めるとき行う随時監査とがある。本市においては事務部門と技術部門とに区分してそれぞれ実施している。 行政監査は、法第199条第2項の規定に基づき、市の一般行政事務(政令で定めるものを除く。)の執行を対象とし、合規性、合理性に加えて、経済性・効率性、有効性といった観点から実施するものである。本市においては、原則として財務監査の全てについて併行実施することとしている。	1		内部	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○					2,254	20.5				20.5		エ-4 その他	監査内容の質的向上のため、さらなる民間活用について再検討する必要がある。
36002	出資団体監査、財政援助団体監査及び公の施設の指定管理者監査	地方自治法第199条第7項の規定に基づき、監査委員が必要と認めるとき行うことができるもので、市が財政的援助を与えている団体、出資団体、支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている者に対し監査を実施している。 なお、平成17年度から実施した出資団体監査等から法第199条第5項も適用し、当該団体の事業に係る所管局の事務も対象とすることとしている。	1		内部 ア ウ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○					770	7.0				7.0		エ-4 その他	監査内容の質的向上のため、さらなる民間活用について再検討する必要がある。
36003	決算審査	地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、市長から審査に付された決算書等について、審査し意見を提出している。また、基金の運用状況審査は、法第241条第5項の規定に基づき、市長から審査に付された定額基金の運用状況について、審査し意見を提出している。	1		内部 ウ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○					857	7.8				7.8		エ-4 その他	監査内容の質的向上のため、さらなる民間活用について再検討する必要がある。
36004	健全化判断比率等の審査	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定基礎となる事項を記載した書類について、審査し意見を提出している。	1		内部 ア ウ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○					77	0.7				0.7		キ	引き続き改善しながら実施するもの
36005	例月出納検査	地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、会計管理者及び企業管理者の取り扱う現金(現金・有価証券)の出納及び支出命令書(支払伝票)等の証ひょう書類について検査を実施している。	1		内部	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○					66	0.6				0.6		エ-4 その他	監査内容の質的向上のため、さらなる民間活用について再検討する必要がある。
36006	住民監査請求監査	地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民が市長等又は職員の一定の財務会計上の行為若しくは怠る事実によって本市に損害を与えたと認め、監査委員に対し、その損害を補填するために監査を請求した場合等に監査を実施し、その結果を請求人に通知し、公表している。	1		内部	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○					253	2.3				2.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの
36007	包括外部監査契約の監査に係る調整	包括外部監査とは、地方自治法第252条の27~38の規定に基づき、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者(弁護士、公認会計士、監査若しくは財務に関する行政事務の精通者、税理士)から契約により監査を受けるものである。 外部監査人の選任、契約等の事務は情報公開室が行っているが、この制度には外部監査人への協力、監査結果の公表等当局との関わりが種々盛り込まれており、その事務については、監査部が所掌している。	1		内部 ス	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	ウ.拡充	e市(要改善)	○					22	0.2				0.2		キ	引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの 3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分 類」をご覧ください。							
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出		其 他	1号	2号	3号	其 他			計	再任用・ 非常勤				
																										計	再任用・ 非常勤		
36008	監査結果及び講じた措置の公表 並びにフォローアップ	地方自治法第199条第9項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を決定し、これを市会及び市長並びに関係のある委員会に提出し、市公報により公表している。 また、法第199条第12項の規定に基づき、市長等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があった場合、当該通知に係る事項を市公報により公表している。 さらに、指摘事項の措置状況や改善の進捗状況について確認し、フォローアップを行い、これらについて公表している。 いずれも、公表後速やかに市ホームページへ掲載している。	1		内部 ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	1301 1402	ウ.拡充	e市(要改善)	○					99	0.9					0.9		エ-4 その他	監査内容の質的向上のため、さらなる民間活用について再検討する必要がある。		
36009	多様で有為な人材確保の観点に 立ち、能力主義に基づいた採用 試験の実施	任命権者の採用方針や求める人材像等の要請に基づき、採用を行う職種に求められる能力・適性等を適切に判定できる採用試験項目を設定し人物重視の観点に立って実施している。	1		ス	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 B、C	1101	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○		○			47,813	6.1					6.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの		
36010	能力主義に基づく昇任選考の実 施	能力と実績に基づく人事管理を推進していくため、新標準職務表の導入に伴い、行政職3級等への昇任について人事委員会選考を実施し、選考にあたっては、より能力・実績主義を徹底する観点から、人事考課、口述試験及び筆記試験を実施する。	1		ス	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	1102	ウ.拡充	e市(要改善)	○		○			2,679	2.8					2.8		キ	引き続き改善しながら実施するもの		
36011	人材活用の観点に立ち、意欲・ 能力・適性をより適切に判定でき る転任選考の実施	本市の事務事業見直しに伴う内部人材の有効活用のため、全市的規模での技能職員から事務職員等への転任にあたり、成績主義に則った転任選考を実施する。	1		ス	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	1103	イ.中期	e市(要改善)	○		○			2,679 <再掲>	2.1					2.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの		
36012	職員の給与に関する報告・勧告	市内民間事業所及び本市職員の給与実態調査を実施して公民較差を算出し、地方公務員法の規定に基づき、議長及び市長に対して職員の給与に関する報告及び勧告を行っている。また、この報告・勧告のため、勤務条件諸制度の調査研究なども行っている。	1		内部	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	2101	ウ.拡充	e市(要改善)	○		○			6,006	4.5					4.5	1.0	キ	引き続き改善しながら実施するもの		
36013	公平審査事務及び職員の苦情 相談事務	地方公務員法に基づき、人事委員会に対してなされた、勤務条件の措置の要求及び不利益処分に関する不服申立てについて、口頭審理などの方法により審理し、判定を行う。また、勤務条件その他の人事管理全般に関する事項についての苦情相談を行っている。	1		内部	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	2201	ウ.拡充	e市(要改善)	○					1,318	2.5					2.5		キ	引き続き改善しながら実施するもの		
36014	労働基準監督事務	事業所の区分等について大阪労働局と協定を結び、地方公務員法第58条第5項に基づき人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使するとされている職員について、その職権を行使している。具体的には、解雇予告除外の認定や、労働基準法第36条に基づく協定、預金管理状況報告、死傷病報告及びボイラー等危険な作業を必要とする機械等の設置届の受理などを行うとともに、労働基準、労働安全衛生基準等について事業所に対し調査を行う。また、各事業所が労働基準及び労働安全衛生関係法令を遵守し、各種届出等を適切に行うことができるよう、手引書を作成・更新する。	1		内部	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	2301	ウ.拡充	e市(要改善)	○											1.7		キ	引き続き改善しながら実施するもの		
36015	職員団体関係事務	地方公務員法及び条例・規則に基づき、人事委員会に対してなされた職員団体からの申請の内容を審査し、登録及び登録事項の変更を行う。	1		内部	a法律義務	1法令規定	C-1	C		ウ.拡充	e市(要改善)	○											0.3		0.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの
	計	15件																62,214	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	1.0				